

富士見市議会6月定例会 提出予定議案

開会日：令和5年5月30日（火）予定

合計17件（内訳：条例4件、予算1件、道路1件、工事1件、専決処分3件、報告6件、諮問1件）

【条例】

- 議案第41号 富士見市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第42号 富士見市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第43号 富士見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第44号 富士見市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

【予算】

- 議案第45号 令和5年度富士見市一般会計補正予算（第3号）

【道路】

- 議案第46号 富士見市道路線の変更について

【工事】

- 議案第47号 工事変更請負契約の締結について

【専決処分】

- 議案第48号 専決処分の承認を求めることについて
- 議案第49号 専決処分の承認を求めることについて
- 議案第50号 専決処分の承認を求めることについて

【報告】

- 報告第1号 令和4年度富士見市一般会計継続費繰越計算書について
- 報告第2号 令和4年度富士見市下水道事業会計継続費繰越計算書について
- 報告第3号 令和4年度富士見市一般会計繰越明許費繰越計算書について

- 報告第 4 号 令和 4 年度富士見都市計画事業鶴瀬駅東口土地区画整理事業特別会計
繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 5 号 令和 4 年度富士見市水道事業会計予算繰越計算書について
- 報告第 6 号 令和 4 年度富士見市下水道事業会計予算繰越計算書について

【諮問】

- 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦について

議案第41号

定例議会提出条例要旨

担当部課名	市民部 税務課
議案名	富士見市税条例の一部を改正する条例の制定について
制定趣旨	地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日付で公布されたことに伴い、富士見市税条例の一部を改正するもの。
主な制定内容	(1) 森林環境税の賦課及び徴収開始に伴い、規定の整備を行うもの。 (2) 特定小型原動機付自転車に係る軽自動車税種別割の税率区分改正に伴い、規定の整備を行うもの。
施行日	(1) 令和6年1月1日 (2) 令和5年7月1日

議案第42号

定例議会提出条例要旨

担当部課名	市民部 税務課
議案名	富士見市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
制定趣旨	地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日付で公布されたことに伴い、富士見市都市計画税条例の一部を改正するもの。
主な制定内容	都市計画税の課税標準に関する特例の規定について、地方税法附則から引用する条項の追加を行うもの。
施行日	条例附則に定める日

議案第43号

定例議会提出条例要旨

担当部課名	子ども未来部 保育課
議案名	富士見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
制定趣旨	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、同基準の規定を引用している富士見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するもの。
主な制定内容	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第15条第1項第4号及び第44条中「厚生労働大臣」が「内閣総理大臣」に改正されたことに伴い、条例第15条第1項第4号及び第44条の規定を改正するもの。
施行日	公布の日

議案第44号

定例議会提出条例要旨

担当部課名	子ども未来部 保育課
議案名	富士見市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
制定趣旨	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、同基準の規定を引用している富士見市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するもの。
主な制定内容	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第25条中「厚生労働大臣」が「内閣総理大臣」に改正されたことに伴い、条例第26条の規定を改正するもの。
施行日	公布の日

議案第45号

定例議会提出予算概要

担当部課名	政策財務部 財政課
会計種別	令和5年度富士見市一般会計補正予算（第3号）
要 旨	補正予算額 2億2,983万4千円 （補正後の歳入歳出予算総額 398億9,787万7千円）
主な内容 （特徴点）	今回の補正予算は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、電力・ガス・食料品等の価格高騰への重点支援として、障害福祉サービス事業所、介護保険サービス事業所及び民間保育所等への助成や、学校給食費3か月分の無償化等の実施が主な内容となっています。
項目詳細	
歳入予算の補正内容	
<p>1 国庫支出金 4億8,311万4千円</p> <p>2 繰入金 △1億7,946万9千円</p> <p>3 諸収入 △1億1,581万1千円</p> <p>4 市債 4,200万円</p>	
歳出予算の主な補正内容	
<p>1 障害福祉サービス事業所運営安定化給付金支給事業（障がい福祉課） 298万6千円 物価高騰の影響を受ける障害福祉サービス事業所に対し、給付金を支給するための補正</p> <p>2 介護保険サービス事業所運営安定化給付金支給事業（高齢者福祉課）3,615万3千円 物価高騰の影響を受ける介護保険サービス事業所に対し、給付金を支給するための補正</p> <p>3 民間保育所等運営助成事業（保育課） 1,192万7千円 物価高騰の影響を受ける民間保育所等に対し、給付金を支給するための補正</p> <p>4 新型コロナウイルスワクチン接種推進事業（健康増進センター） 3億835万3千円 令和5年度秋冬（9月以降）の新型コロナウイルスワクチン追加接種に係る委託料等を計上するための補正</p> <p>5 農業経営基盤強化対策事業（農業振興課） 874万円 農業用動力費（燃料油及び電気料金）の価格高騰の影響を受ける市内農業経営者に対し、給付金を支給するための補正</p> <p>6 特別支援学校給食事業・学校給食事業（学校給食センター） 財源内訳更正 市立学校に在籍する児童生徒の学校給食費3か月分を無償にするための補正</p>	

令和5年度一般会計補正予算（第3号）

1 補正予算（第3号）の概要

今回の補正予算は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、電力・ガス・食料品等の価格高騰への重点支援として、障害福祉サービス事業所、介護保険サービス事業所及び民間保育所等への助成や、学校給食費3か月分の無償化等の実施が主な内容となっています。

(単位 千円)

2 歳入歳出予算の補正

(1) 歳入歳出予算補正額

229,834

補正後累計額

39,897,877

(2) 歳入の内容

ア 国庫支出金

483,114

新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金（健康増進センター） 235,980

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（政策企画課） 174,761

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金
（健康増進センター） 72,373

イ 繰入金

△179,469

財政調整基金繰入金（財政課） △179,469

・補正後繰入額 1,306,630（令和5年度末基金残高見込 3,594,105）

ウ 諸収入

△115,811

学校給食費徴収金（学校給食センター） △115,811

エ 市債

42,000

浸水対策事業債（財政課） 42,000

(3) 歳出の内容

ア 電子計算組織運営事業（ICT推進課）

△194,425

自治体情報システム標準化・共通化に係るシステム更新委託料を減額するための補正

- イ 障害福祉サービス事業所運営安定化給付金支給事業（障がい福祉課） 2, 986**
 物価高騰の影響を受ける障害福祉サービス事業所に対し、給付金を支給するための補正
 【特定財源：新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（国） 2,130】
- ウ 介護保険サービス事業所運営安定化給付金支給事業（高齢者福祉課） 36, 153**
 物価高騰の影響を受ける介護保険サービス事業所に対し、給付金を支給するための補正
 【特定財源：新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（国） 36,153】
- エ 民間保育所等運営助成事業（保育課） 11, 927**
 物価高騰の影響を受ける民間保育所等に対し、給付金を支給するための補正
 【特定財源：新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（国） 11,927】
- オ 新型コロナウイルスワクチン接種推進事業（健康増進センター） 308, 353**
 令和5年度秋冬（9月以降）の新型コロナウイルスワクチン追加接種に係る委託料等を計上するための補正
 【特定財源：新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金（国） 235,980、
 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金（国） 72,373】
- カ 農業経営基盤強化対策事業（農業振興課） 8, 740**
 農業用動力費（燃料油及び電気料金）の価格高騰の影響を受ける市内農業経営者に対し、給付金を支給するための補正
 【特定財源：新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（国） 8,740】
- キ 浸水対策事業（道路治水課） 56, 100**
 護岸の崩落があった富士見江川の復旧に係る工事請負費等を計上するための補正
 【特定財源：地方債 42,000】
- ク 特別支援学校給食事業・学校給食事業（学校給食センター） 財源内訳更正**
 市立学校に在籍する児童生徒の学校給食費3か月分を無償にするための補正
 【特定財源：新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（国） 115,811、
 学校給食費徴収金 △115,811】

3 債務負担行為の補正

自治体情報システム標準化・共通化業務について、令和5年度から新たな準備が必要となったため、債務負担行為の期間を変更するもの

事 項	補正前		補正後	
	期 間	限度額	期 間	限度額
自治体情報システム標準化・共通化業務	令和6年度から 令和12年度まで	2,722,610	令和5年度から 令和12年度まで	2,722,610

4 地方債の補正

(1) 浸水対策事業債（財政課）

富士見江川護岸復旧工事に係る工事請負費等の計上に伴い増額するもの

・（補正前）100,100 → （補正後）142,100 （+42,000）

議案第46号

定例議会提出議案要旨

担当部課名	建設部 道路治水課
議案名	富士見市道路線の変更について
内容	道路敷地の寄附採納受理に伴い、市道第2906号線を路線変更するもの。

議案第47号

定例議会提出議案要旨

担当部課名	教育部 教育政策課
議案名	工事変更請負契約の締結について
要旨	市立水谷小学校校舎増築工事（設計・施工）の変更請負契約を締結することについて、議決を求めるもの。 【変更理由】 設計の結果、物価高騰等に伴い、請負金額を変更するもの。
内容	<ul style="list-style-type: none">・工事名 市立水谷小学校校舎増築工事（設計・施工）・施工場所 富士見市水谷一丁目地内・履行期限 令和6年2月29日・請負金額 599,500,000円・変更請負金額 633,188,600円 (33,688,600円の増額)・請負業者 埼玉県さいたま市南区文蔵一丁目19番17号 大和リース株式会社 さいたま支店 支店長 古賀 章

議案第48号**定例議会提出議案要旨**

担当部課名	市民部 税務課
議案名	専決処分の承認を求めることについて (富士見市税条例の一部を改正する条例)
要旨	地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日付で公布されたことに伴い、富士見市税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、その承認を求めるもの。
主な改正点	<p>(1) 個人住民税特別徴収、法人市民税及び市たばこ税の納付書様式の追加を行うもの。</p> <p>(2) 固定資産税の課税標準に関する特例のうち、いわゆる「わがまち特例」に関する規定について、地方税法附則から引用する条項の追加や改正等を行うもの。</p> <p>(3) 大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の軽減の適用を受けようとする者がすべき申告の規定の追加を行うもの。</p> <p>(4) 軽自動車税の種別割のグリーン化特例の延長を行うもの。</p>
施行日	令和5年4月1日

議案第49号**定例議会提出議案要旨**

担当部課名	市民部 税務課
議案名	専決処分の承認を求めることについて (富士見市都市計画税条例の一部を改正する条例)
要旨	地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日付で公布されたことに伴い、富士見市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、その承認を求めるもの。
主な改正点	<p>(1) 市税条例改正と同様に、都市計画税の課税標準に関する特例のうち、いわゆる「わがまち特例」に関する規定について、地方税法附則から引用する条項の改正を行うもの。</p> <p>(2) 都市計画税の課税標準に関する特例の規定について、地方税法附則から引用する条項の改正を行うもの。</p>
施行日	令和5年4月1日

議案第50号**定例議会提出議案要旨**

担当部課名	市民部 保険年金課
議案名	専決処分の承認を求めることについて (富士見市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
要旨	地方税法施行令の一部を改正する政令が令和5年3月31日付けで公布されたこと等に伴い、富士見市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、その承認を求めるもの。
主な改正点	軽減判定基準の一部の額の改正 ① 5割軽減 28万5千円を29万円に改める。 ② 2割軽減 52万円を53万5千円に改める。
施行日	令和5年4月1日

報告第1号

定例議会提出予算概要

担当部課名	政策財務部 財政課	
会計種別	令和4年度富士見市一般会計継続費繰越計算書	
要旨	令和4年度富士見市一般会計当初予算において設定した継続費について、次のとおり令和5年度に繰越したため、地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき、繰越計算書を調製し報告をするもの。	
主な内容 (特徴点)	令和4年度から令和5年度に繰越した事業は2事業、繰越額は208万6,200円です。	
	1 新庁舎整備事業 新庁舎建設基本計画策定支援業務委託	163万9,000円
	2 高齢者保健福祉計画推進事業 高齢者等実態調査・計画策定支援業務委託	44万7,200円

報告第2号

定例議会提出予算概要

当部課名	建設部 下水道課	
会計種別	令和4年度富士見市下水道事業会計継続費繰越計算書	
要旨	建設改良費の継続費について、令和4年度年割額の3,400万円のうち、2,300万円を繰越しするもの。	
主な内容 (特徴点)	令和4年度継続費年割額の繰越額	
	富士見市公共下水道別所雨水ポンプ場の建設工事委託に関する協定(その2)	2,300万円

報告第3号

定例議会提出予算概要

担当部課名	政策財務部 財政課
会計種別	令和4年度富士見市一般会計繰越明許費繰越計算書
要旨	令和4年度富士見市一般会計補正予算において設定した繰越明許費について、次のとおり令和5年度に繰越したため、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越計算書を調製し報告するもの。
内 容 (特徴点)	<p>令和4年度から令和5年度に繰越した事業は9事業、繰越総額は6億655万8,840円です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 民間保育所等運営助成事業 2,375万円 新型コロナウイルス感染拡大防止に係るかかり増し経費及び保健衛生用品等の購入に対する補助金 2 新型コロナウイルスワクチン接種推進事業 1億8,303万3,390円 新型コロナウイルス感染症のワクチン接種体制の整備 3 道路修繕事業 3,420万円 市道第5106号線（渡戸1丁目地内外）道路修繕工事 4 幹線道路整備事業 6,100万円 市道第72号線（大字上南畑地内）道路整備工事 5 浸水対策事業 3,729万8,000円 富士見江川河川整備工事 6 河川環境整備事業 3,419万円 第1242号水路（大字上南畑地内）水路整備工事 7 鶴瀬駅東口整備事業 2億1,954万1,250円 鶴瀬駅東口駅前広場の整備工事等 8 学校施設整備事業（中学校費） 892万6,200円 本郷中学校テニスコートフェンス改修工事 9 学校給食事業 462万円 受水槽給水ポンプ交換工事

報告第4号

定例議会提出予算概要

担当部課名	都市整備部 鶴瀬駅周辺地区整備事務所
会計種別	令和4年度富士見都市計画事業鶴瀬駅東口土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書
要旨	令和4年度富士見都市計画事業鶴瀬駅東口土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）により、令和5年度に繰り越した予算について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越計算書を調製し報告するもの。
主な内容 (特徴点)	令和4年度から令和5年度へ繰り越す事業及び繰越額 鶴瀬駅東口土地区画整理事業 6,764万9,800円 (内訳) ・公共施設整備工事（3件分） ・宅地整地工事（2件分）

報告第5号

定例議会提出予算概要

担当部課名	建設部 水道課
会計種別	令和4年度富士見市水道事業会計予算繰越計算書
要旨	建設改良費2億6,292万100円を令和5年度へ繰越しするもの。
主な内容 (特徴点)	工期延長及び履行期間延長に伴い、浄水場改良費の工事1件、配水管改良費の委託1件及び工事2件について、令和5年度へ繰越しするもの。 1 浄水場改良費 （1）水谷浄水場No.1配水ポンプ更新工事 2,610万円 2 配水管改良費 （1）配水管布設（大字鶴馬地内外）実施設計業務委託 541万円 （2）送水管布設（R1799外）工事 1億3,351万100円 （3）送水管布設（R27外）工事 9,790万円

報告第6号

定例議会提出予算概要

担当部課名	建設部 下水道課
会計種別	令和4年度富士見市下水道事業会計予算繰越計算書
要 旨	建設改良費1億4,280万6千円を令和5年度へ繰越しするもの。
主な内容 (特徴点)	<p>公共下水道建設事業の委託1件、工事1件及び特定環境保全公共下水道建設事業の工事1件について、令和5年度へ繰越しするもの。</p> <p>1 下水道建設事業費</p> <p>(1) 浸水対策概略検討業務委託 407万円</p> <p>(2) 管渠更生工事 7,900万円</p> <p>2 特定環境保全公共下水道建設事業費</p> <p>(1) 流域接続点ゲート更新工事(新河岸第14処理分区) 5,973万6千円</p>

諮問第2号**定例議会提出案件要旨**

担当部課名	協働推進部 人権・市民相談課
案件名	人権擁護委員の推薦について
内容	人権擁護委員 井上恭子氏の任期が令和5年9月30日で満了となるため、再び同氏を推薦することについて意見を求めたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、諮問するもの。